

今後の新型コロナウイルス感染拡大防止における委員会運営について（案）

今後の新型コロナウイルス感染拡大防止における委員会運営について、以下のとおり対応する。

1 委員会室の使用手法等

		通常時	感染拡大防止対応	
			令和2年6月4日から令和5年2月6日まで	令和5年2月7日から
委員会室の使用手法	第1	1委員会使用	1委員会が1委員会室を使用 ※使用する委員会室は、出席人数に応じて調整	1委員会が1委員会室を使用 ※使用する委員会室は、出席人数に応じて調整
	第2	1委員会使用		
	第3	1委員会使用		
	第4	1委員会使用		
	第5	1委員会使用		
	第6	(未使用)		
	議場	(未使用)	(未使用)	(未使用)
	開催時間	同時開催は最大5委員会	同時開催は最大5委員会	同時開催は最大5委員会
その他感染拡大防止策等		<ul style="list-style-type: none"> ●傍聴席の配席は十分な間隔を空ける ●委員会室の扉は開放する ●マスク着用とする（傍聴者へは協力依頼） ※委員・理事者は、必要最小限の水分補給は可能とする ●委員会室出入口に消毒液を設置し、入室時には手指消毒をする（傍聴者へは協力依頼） 	<ul style="list-style-type: none"> ●傍聴席の配席は十分な間隔を空ける ●委員会室の扉は開放する ●マスク着用とする（傍聴者へは協力依頼） ※委員・理事者は、必要最小限の水分補給は可能とする ●委員会室出入口に消毒液を設置し、入室時には手指消毒をする（傍聴者へは協力依頼） 	
委員会の運営	出席理事者	常時＋臨時説明員	常時＋臨時説明員 ※臨時説明員は質疑対応終了後退席	常時＋臨時説明員 ※臨時説明員は質疑対応終了後退席
	委員会資料	1開庁日前に配信	資料の事前配信を開催日の2開庁日前に早め、事前読み込みを徹底することで理事者の説明を最小限とし、質疑時間を確保する。	
	質疑方法	通常通り		

2 適用期間 議会運営委員会において決定する。

3 その他 議会運営委員会では、「その他感染拡大防止策等」準用し開催する。